

大磯町長 中 崎 久 雄 様

大磯町下水道運営審議会
会長 梶 田 佳 孝



大磯町公共下水道使用料の改定について (答申)

平成 30 年 1 月 15 日付けをもって諮問のありました、大磯町公共下水道使用料について、別添のとおり慎重審議の結果、下記のとおり改定することが適当であるとの結論に達しましたので、答申します。

使用料単価については、公衆浴場汚水については据置きとし、一般汚水については、汚水処理費に対する使用料収入を向上させ、一般会計繰入金を抑制することにより、下水道事業の経営健全化を図って行く必要があります。

そのため、使用料改定率を総務省からの通知に基づく平均使用料単価 150 円/m³ (税込) に近づくことになる 9% の引き上げとしました。

また、改定率については、使用水量の少ない方への影響を考慮し、累進制を採用するものとなりました。

なお、本審議会における審議経過を踏まえ、別紙のとおり意見を付することとしましたので、今後の事業運営にあたり十分配慮してください。

記

1. 2ヶ月あたりの公共下水道使用料金表 (消費税抜き)
(大磯町公共下水道使用料条例別表 1 第 3 条関係)

区 分	基本料金	超過料金 (1 立方メートルにつき)		参考 (税込 (8%))
一般汚水	16 立方メートルまでの分 1,790 円 (税込 8%) 1,933 円	16 立方メートルを超え 40 立方メートルまでの分	129 円	139 円
		40 立方メートルを超え 60 立方メートルまでの分	139 円	150 円
		60 立方メートルを超え 80 立方メートルまでの分	158 円	171 円
		80 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	175 円	189 円
		100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分	191 円	206 円
		200 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分	218 円	235 円
		1,000 立方メートルを超え 2,000 立方メートルまでの分	243 円	262 円
		2,000 立方メートルを超える分	270 円	292 円
公衆浴場汚水	1 立方メートルにつき		6 円	6 円

2. 適用時期

平成 31 年 4 月分の公共下水道使用料から適用するものとなりました。

別紙

1. 下水道使用料は町民の生活に密接していることから、改定にあたっては改定の趣旨や内容について、町の広報やホームページ等を通じ町民に分かり易いかたちで周知徹底に努められたい。
2. 公共下水道の汚水整備については、下水道使用料等事務連絡協議会に加入している20市町の中で整備率は18番目に位置しており、浸水被害が懸念される地域の重点的な雨水整備の推進と併せて、より一層の推進に努められたい。
3. 新たに供用を開始する区域の接続促進を図るには、町民や排水設備指定工事店などの事業者、今まで以上の周知及び情報提供が必要であることから、供用開始に関する情報を、積極的に町の広報やホームページ等に発信することに努められたい。
また、未接続世帯に対する戸別訪問の機会を増やし、排水設備（接続）工事の補助制度等を活用した接続を促進することにより、下水道使用料収入の確保に努められたい。
4. 人口や人口構成などの変化、下水道施設の老朽化等に伴う維持管理費の増加を始め、公営企業を取り巻く経営環境が今後さらに厳しさを増すことが想定されることから、下水道事業の経営状況については、「平均使用料単価」や「経費回収率」等の経営指標を用いた的確な把握を毎年度行うことに努められたい。
また、日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」によると、下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を缺ことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うことになるとあるため、概ね3年程度を目安に適正な下水道使用料の見直しに努められたい。